新旧対照表（高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第１条～第３条　（略）（補助金の交付の申請）第４条　（略）２　補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書。以下「納税証明書」という。）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。なお、県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。ただし、高知県県産材加工力強化事業実施要領第３の３の規定に基づき、納税証明書を提出した場合は、この限りでない。また、納税証明書の添付を省略する場合は、県税完納情報の提供に係る同意書を提出するものとする。第５条～第６条　（略）第７条１～２（３）　（略）（４）　完了予定期日の変更（交付金事業が予定の期間内に完了しない場合に限る。）第８条～第14条　（略）附　則　（略）附　則　この要綱は、令和５年４月３日から施行する。 | 第１条～第３条　（略）（補助金の交付の申請）第４条　（略）２　補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書。以下「納税証明書」という。）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。なお、県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。ただし、高知県県産材加工力強化事業実施要領第４の規定に基づき、納税証明書を提出した場合は、この限りでない。　また、納税証明書の添付を省略する場合は、県税完納情報の提供に係る同意書を提出するものとする。第５条～第６条　（略）第７条１～２（３）　（略）（新設）第８条～第14条　（略）附　則　（略）（新設） |
| 新 | 旧 |
| 別表（第３条関係）【事業区分：加工力強化推進事業】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象事業 | 費目 | 補助対象経費の内訳 | 補助率 | 補助事業者 |
| 事業戦略の策定・実践等による生産の効率化や品質の高い製材品の生産に必要な技術者の育成等に係る経費 | ・事業戦略の策定・実践について、専門家等からの指導・助言等を受ける経費（注１） | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への謝礼としての経費（注２） | ２分の１以内（国産材の加工量が５０パーセント以下の製材業者については３分の１以内） | 県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、県内製材事業者が組織する団体 |
| 旅費 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への旅費（注３） |
| その他経費 | 指導、助言等を受けるために要した役務費、使用料及び賃借料、経営診断等に係る調査・分析費等 |
| ・目立て、木材加工技術の習得に対する研修（注４） | 人件費 | 研修を受講する従業員等（補助事業者（補助事業者が協会又は団体の場合は、協会又は団体の構成員とする。）と雇用関係が結ばれている者（経営者、役員を含む。））の研修受講時間に対応する人件費　（注５） | 県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、（一社）高知県木材協会、県内製材事業者が組織する団体、目立て事業者 |
| 旅費 | 研修を受講するための従業員等の旅費（県外で研修を受講する場合に限る。） |
| その他経費 | 研修に要する経費（研修負担金は除く。） |
| ・ＪＡＳ認定取得に係る費用 | 手数料 | ＪＡＳ製品生産に係る新規認定手数料 |

【事業区分：加工力強化整備事業】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象製材関連施設 | 補助率 | 補助事業者 |
| 加工力強化 | 事業戦略の実践等による製材業の加工力強化を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 | 帯盤、丸盤、仕上機械、選別機、チッパー、集じん装置、剝皮施設、ツインバンドソー、ギャングリッパー、フォークリフト（エンジン式）（注６）、その他加工力強化を図るために必要な製材関連施設 | ２分の１以内（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については、３分の１以内）※ただし、フォークリフト（エンジン式）については、３分の１以内（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については、４分の１以内） | 県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、県内製材事業者が組織する団体 |
| 品質向上 | 事業戦略の実践等による製材品の品質向上を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 | 木材乾燥機、防虫・防腐施設、木質資源利用ボイラー施設、モルダー、グレーディングマシーン、付加価値を高めるために必要な木材加工機、その他品質向上を図るために必要な製材関連施設 |
| グリーン化 | 原油高騰への対応及びグリーン化施策を推進するために必要な機械等の導入に係る経費 | ○機械等導入：電動フォークリフト(注８）、充電器○電気設備　：電動フォークリフトを導入するために必要な電気設備工事に要する経費 | ○機械等導入２分の１以内（補助上限額１台当たり350万円）○電気設備２分の１以内（補助上限額100万円）（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については、３分の１以内） | 県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、木材関連団体 |

【事業区分：SCM推進事業】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 費目 | 補助対象経費の内訳 | 補助率 | 補助事業者 |
| 川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンの構築の支援に係る経費 | 人件費 | 専門的知識・技術を有する者に対して実働に応じて支払う人件費（日額23,600円以内） | 定額 | 市町村、一般社団法人高知県木材協会 |
| 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への謝礼としての経費（注２） |
| 旅費 | 資料収集、各種調査、検討会、指導、専門家派遣等の実施に伴う旅費としての経費（注３） |
| その他経費 | 事業を実施するために必要となる消耗品費、印刷正本費等の需用費、通信運搬費等の役務費、事業の一部を第三者に委託するために必要となる委託費、使用料及び賃借料 |

（削除）(注)１（略）２　専門家等への謝金は１日当たりの補助対象経費の上限額を５万円とする。３～５（略）６　フォークリフト（エンジン式）は、木材（丸太）を扱うために特別仕様（ヒンジ付き）が施されているものに限る。７　中古機械を導入する場合は、機械代のほか、運搬、設置及び使用に必要な簡易なメンテナンス費用を経費に含めることができるものとする。８　電動フォークリフトは、製材品（加工品）を扱うために特別仕様が施されているものを含む。 | 別表（第３条関係）【事業区分：加工力強化推進事業】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象事業 | 費目 | 補助対象経費の内訳 | 補助率 | 補助事業者 |
| 事業戦略の策定・実践等による生産の効率化や品質の高い製材品の生産に必要な技術者の育成等に係る経費 | ・事業戦略の策定・実践について、専門家等からの指導・助言等を受ける経費（注１） | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への謝礼としての経費（注２） | ２分の１以内（国産材の加工量が５０パーセント以下の製材業者については３分の１以内） | 県内製材業者、県内製材業者が組織する団体 |
| 旅費 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への旅費（注３） |
| その他経費 | 指導、助言等を受けるために要した役務費、使用料及び賃借料、経営診断等に係る調査・分析費等 |
| ・目立て、木材加工技術の習得に対する研修（注４） | 人件費 | 研修を受講する従業員等（補助事業者（補助事業者が協会又は団体の場合は、協会又は団体の構成員とする。）と雇用関係が結ばれている者（経営者、役員を含む。））の研修受講時間に対応する人件費　（注５） | 県内製材業者、（一社）高知県木材協会、県内製材業者が組織する団体、目立て事業者 |
| 旅費 | 研修を受講するための従業員等の旅費（県外で研修を受講する場合に限る。） |
| その他経費 | 研修に要する経費（研修負担金は除く。） |
| ・ＪＡＳ認定取得に係る費用 | 手数料 | ＪＡＳ製品生産に係る新規認定手数料 |

【事業区分：加工力強化整備事業】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象製材関連施設 | 補助率 | 補助事業者 |
| 加工力強化 | 事業戦略の実践等による製材業の加工力強化を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 | 帯盤、丸盤、仕上機械、選別機、チッパー、集じん装置、剝皮施設、ツインバンドソー、ギャングリッパー、フォークリフト（注６）、その他加工力強化を図るために必要な製材関連施設 | ２分の１以内（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については、３分の１以内） | 県内製材業者、県内製材業者が組織する団体 |
| 品質向上 | 事業戦略の実践等による製材品の品質向上を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 | 木材乾燥機、防虫・防腐施設、木質資源利用ボイラー施設、モルダー、グレーディングマシーン、付加価値を高めるために必要な木材加工機、その他品質向上を図るために必要な製材関連施設 |
| グリーン化 | 原油高騰への対応及びグリーン化施策を推進するために必要な機械等の導入に係る経費 | ○機械等導入：電動フォークリフト(注８）、充電器○電気設備　：電動フォークリフトを導入するために必要な電気設備工事に要する経費 | ○機械等導入２分の１以内（補助上限額１台当たり350万円）○電気設備２分の１以内（補助上限額100万円）（国産材の加工量が50パーセント以下の製材業者については、３分の１以内） | 県内製材事業体及びその他県内木材加工事業者、木材関連団体 |

【事業区分：SCM推進事業】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 費目 | 補助対象経費の内訳 | 補助率 | 補助事業者 |
| 川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンの構築の支援に係る経費 | 人件費 | 専門的知識・技術を有する者に対して実働に応じて支払う人件費（日額23,600円以内） | 定額 | 市町村、一般社団法人高知県木材協会 |
| 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家等への謝礼としての経費（注２） |
| 旅費 | 資料収集、各種調査、検討会、指導、専門家派遣等の実施に伴う旅費としての経費（注３） |
| その他経費 | 事業を実施するために必要となる消耗品費、印刷正本費等の需用費、通信運搬費等の役務費、事業の一部を第三者に委託するために必要となる委託費、使用料及び賃借料 |

【事業区分：原木安定取引推進事業】高知県県産材加工力強化事業費補助金（原木安定取引推進事業）交付要綱別表第１記載のとおり(注)１（略）２　専門家等への謝金は１日当たりの補助上限額を25,000円とする。３～５（略）６　フォークリフトは、木材（丸太）を扱うために特別仕様（ヒンジ付き）が施されているものに限る。７　中古機械を導入する場合は、機械代のほか、運搬、設置及び使用に必要な簡易なメンテナンス費用を経費に含めることができるものとする。８　電動フォークリフトは、製材品（加工品）を扱うために特別仕様が施されているものを含む。 |